



飼養衛生管理基準のポイント 第 22 号

令和 3 年 9 月 15 日

～ II-19 家きんを導入する際健康観察等 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「家きんを導入する際健康観察等」です。

(基準本文)

19 他の農場から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾患の発生状況及び導入する家きん健康状態を確認することとどうにより健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。



長年世話になっている農場から導入していて、いつも健康な鶏を出荷して貰えてると思ってんだけど？

病気に感染してから症状がでるまでには、ある程度時間がかかるんじゃない。
そうすると、出荷時と到着時では状態が変わっているかもしれないじゃろ。受け入れる時にも、導入鶏の状態をしっかりと確認しないと感染症を持ち込む可能性があるんじゃない。



じゃ、導入した時は大丈夫でも、その後症状がでる場合もあるってこと？

そうじゃよ。そういう場合を考えて、導入後はすぐに他の鶏と一緒にしないようにするんじゃない。
鶏舎単位で導入して完全に隔離できるのが理想じゃが、それができない場合は、仕切りをしたりして接触や粉塵が飛ぶのを防ぐように工夫するんじゃないよ。



導入先を信頼できても、相手任せだけではいけないってことだね。

導入時の状態を記録するのも忘れずに！ じゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

